事業年度	合計額が繰越控除金額及び直前累積控除可能額を超える場合	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額
		最初の超過連結事業年度の試験研究費の額の合計額（各連結法人の⑰の合計）
		⑯×⑰／⑱

事業年度	合計額が繰越控除金額及び直前累積控除可能額を超える場合	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額
		最初の超過連結事業年度の試験研究費の額の合計額（各連結法人の⑰の合計）
		⑯×⑰／⑱

金額」）	20	
未済額連結事業年度の	21	

を

繰越控除金額（別表六の二(三)「26」）	20
直前累積控除未済額（最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(三)付表三「27の②」）	21

に、「税額控除未済額（別表六の二(三)付表二「36の①」）」を「税額控除未済額（別表六の二(三)付表三「25の①」）」に、「特別研究税額控除未済額（別表六の二(三)付表二「36の②」）」を「特別研究税額控除未済額（別表六の二(三)付表三「25の②」）」に、「試験研究費の総額に係る控除未済金額（別表六の二(三)「6」－「11」）」を「試験研究費の総額に係る控除未済金額（別表六の二(三)「9」－「14」）」に、「特別試験研究費に係る控除未済金額（別表六の二(三)「14」－「18」）」を「特別試験研究費に係る控除未済金額（別表六の二(三)「17」－「21」）」

額」

に改め、同表の記載要領第1号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に、「震災特例法施行令」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第151号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令」に改め、同表を別表六の二(三)付表二とし、同表の次に次の一表を加える。